

第9期第6回武蔵野市情報公開委員会 会議要録

- 日時 平成27年10月14日（水） 午後6時～8時
- 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 出席者 委員6名
事務局 3名

1. 議事

- (1) マイナンバー制度について
- (2) 第5回委員会会議要録について
- (3) 平成27年度の開示等状況について
- (4) CIMコラムのテーマについて
- (5) その他

2. 議事における会議要録

- (1) マイナンバー制度について
 - (樋爪情報管理課長) [情報管理課長から、マイナンバー制度についての説明を行った。]
 - (委員長) 質問、意見等はいかがでしょうか。
 - (委員) 個人番号カードを申請する際の本人確認ですが、例えば子どもの場合にはどのように確認するのですか。
 - (樋爪情報管理課長) 未成年の場合は、両親が法定代理人として申請すれば取得できます。
 - (委員) 個人番号はあくまで本人自身の情報ですが、家族が知ってもいいのですか。
 - (樋爪情報管理課長) 同居の家族については、提供の制限を受けないので、知っても問題ありません。
 - (委員) 例えば相続などの問題が起きた際、同居の親族が個人番号を勝手に使う可能性もあるのではないですか。
 - (樋爪情報管理課長) 同居の家族が本人に無断で個人番号を利用してしまう例はあると思っています。しかし、実際の市役所の現場で、例えば介護に関するサービスを申請するときに、本人しか申請できないとなると、手続きができなくなってしまっておそれがあります。そこで、例えば、税に関するものには、より厳格に委任関係を示す書類等で不正を防いでいきます。一律に個人番号を本人だけしか知り得ない情報とすると、行政の手続き自体が成り立たなくなってしまうので、同居の家族については提供の制限を設けないという制度になっています。
 - (委員) 親族が同居していない場合はどうなるのですか。
 - (樋爪情報管理課長) 同居の家族でない場合は、原則としては委任状が必要です。
 - (委員) 本人が亡くなったときは委任状を取れませんよね。
 - (樋爪情報管理課長) 本人が亡くなった場合は、相続人として、手続きをする形になると思います。
 - (委員) 手続きとしては複雑になりますね。
 - (樋爪情報管理課長) 現行の手続きに準じた形にはなります。そこに個人番号が新たに加わっ

てくるので、個人番号を含めた本人確認を厳格に行うことが必要となってきます。

(委員) だから窓口での本人確認が大分厳しくなってくるのですね。

(樋爪情報管理課長) その通りです。本人確認は厳しくなる方向ですが、あまり厳しすぎると、確認書類がひとつ不足するだけでも全ての申請が受理されないことも起こり得てしまうので、現場では困っている部分があります。法律では厳格な本人確認が求められているのですが、現場の職員から実際に行うには無理なところがあるという話を受けて、取扱規程という庁内のルールをつくりことを進めています。

(委員) 通知カードは、簡易書留で世帯ごとに届くのですよね。ということは、家族の番号は、見ようと思えば見られますよね。

(樋爪情報管理課長) 同居の家族であれば、家族の個人番号を知ることができます。ただ、例えばDVの被害者の通知カードが加害者の家へ届くと困りますので、そのような場合は、事前に別の居住地に届けるという受付をしています。武蔵野市では二百数十名の方から申し込みを受けています。仮にDV加害者へ送られてしまった場合は、個人番号の変更という対応をすることになります。

(委員) 紛失や盗難の場合はどうなるのですか。

(樋爪情報管理課長) 紛失・盗難は、個人番号が他人に知られてしまうおそれがあるので、個人番号変更の対象になると考えています。個人番号カードも再発行となりますので、個人番号自体も変更されると思います。

(委員) 他人に頼んでコンビニ等で住民票を取ってもらうことは、できるのですか。

(樋爪情報管理課長) 住民票のコンビニ交付を実施している自治体であれば、個人番号カードを使用し、パスワードを入力することで住民票等を取れますので、パスワードまで教える信頼関係があれば可能ではあります。なお、武蔵野市においてはまだこのサービスを実施していません。

(委員) 今、海外にいるが、日本に住民票を置いてある場合、今は親が印鑑証明等を取れますが、今後支障が出てくることはないですよね。

(樋爪情報管理課長) 同居の親族となっていれば、申請すれば住民票を取ることができます。同居してない場合は委任状が必要となります。

(委員) 同居という形で住民票は置いてあるので、形の上では同居とみなされますよね。

(樋爪情報管理課長) 住民票が置いてあること自体がどうかということもありますが、住民票が置いてあれば同居とみなされると思います。

本人確認や個人番号の記載については、初めは市側も柔軟に行っていくしかないと思っています。制度の方はこれから調整されていくと思いますし、いきなり厳格な運用になるということはありません。例えば確定申告をする際も、申告書に個人番号を入れないといけないのですが、税務署も個人番号が入っていないと受理しないわけではありません。

(委員) 個人番号カードには住所が載るのですよね。

(樋爪情報管理課長) はい。

(委員) そうすると、転勤族の方はすぐ記載内容が変わってしまうことになると思うのですが。

(樋爪情報管理課長) 個人番号カードの表面に追記する形だと思います。その記載欄がある間は再交付とならずに転居が可能ですが、記載欄を超えて住所を更新する

と、再交付が必要となってきます。

(委員) 高齢者が個人番号カードを自分で管理できなくなったときは、どうすればいいのですか。

(樋爪情報管理課長) 現在交付されている住基カードと考え方はほぼ同じです。

(委員) 認知症の方や、紛失してもそれがわからない高齢者は、個人番号カードを悪用されてしまう恐れがあると思うのですが、交付しないようにすることはできるのですか。

(樋爪情報管理課長) 個人番号カードはあくまで任意の申請ですので、必要性を感じられた方が自分で申請して取得することになります。

(委員) 高齢者に関しては不安が多いですね。何歳以上の方が個人番号カードをつくる場合には、家族が管理するようになどといった案内はしないのですか。

(樋爪情報管理課長) 一律に何歳なので家族の管理が必要とは言えないので、案内は難しいと考えます。

(委員) 任意の申請ならば、高齢者はつくらないほうが良いと思うのですが。

(樋爪情報管理課長) 国としては全国民が個人番号カードを持つことを推奨しているのですが、市としては慎重な姿勢です。税務の現場などで大幅に業務が改善される部分はありますが、武蔵野市は少なくとも現時点では積極的にマイナンバー制度を拡大していくという立場には立っていません。

(委員) マイナンバーと成年後見人との関係はどうなるのですか。

(樋爪情報管理課長) 成年後見人は法定代理人の扱いになりますので、代理人として申請することは可能です。

(委員) 本人の代わりに個人番号カードを管理できるということですか。

(樋爪情報管理課長) はい。ただし、役所での手続きの際、通知カードや個人番号カードがなく、申請書に個人番号が書けなくても、職員が補記して申請することができます。

(委員長) 個人番号カードは何年で更新するのですか。

(樋爪情報管理課長) 20歳以上の方は10年で、20歳未満の方は5年で更新します。幼児がさらに短くなるということはありません。

(委員長) マイナンバー制度の説明資料に『「民－民－官」の関係で流通させて」という言葉がありますが、これはどのような意味なのですか。

(樋爪情報管理課長) 民としての従業員の番号を民である雇用主に知らせます。これが官である税務署に渡っていくという意味で、国は「民－民－官」という説明をしています。

(委員) マイナンバー制度に関する問い合わせの電話は、多く受けているのですか。内容はどのようなものですか。

(樋爪情報管理課長) はい。最初は通知カードの送付先変更や個人番号カードを持ちたくないといった電話が多かったのですが、今は、テレビのニュース等で取り上げられたことに対する心配の電話が多いです。

(委員長) マイナポータルは平成29年から始まりますが、それまでにもし自分の個人番号が提供された情報を確認したい場合には、どこかに開示請求に行くのですか。

(樋爪情報管理課長) 情報連携の仕組み自体が平成29年まで構築されません。平成28年1月から個人番号の利用が始まり、この時点から申請や申告の際に個人番号を記入してもらうのですが、行政機関同士の情報連携の仕組みはできていません。番号法施行から1年半の間は、マイナンバー制度が定着するた

めの期間と捉えていただき、実際に情報連携が始まったら、マイナポータルで確認することができます。

(委員長) もしかしたら、平成29年まで情報連携しないことを知らずに、情報開示請求が出てくる可能性があるのではないですか。

(樋爪情報管理課長) 特定個人情報の保護に関する条例に開示の仕組みがありますので、受理することはできますが、情報連携は行われていないので、文書不存在という形になります。

(委員長) わかりました。情報連携はまだ始まってないことを周知しないと、知らない方が開示請求に来てしまう可能性がありますね。

(委員) 情報連携をした場合には、コンピュータにその情報が蓄積されていくのですか。

(樋爪情報管理課長) ログとって、誰が、いつ誰の情報にアクセスしたという記録は蓄積されます。

(委員) 市民の個人番号はどの端末でも見られるのですか。

(事務局) 住民情報系システムという、住民情報を扱うネットワークのみで取り扱います。

(委員) 税関係を扱う職員も個人番号を確認することができますよね。

(樋爪情報管理課長) 必要な範囲内で見られます。

(委員) 端末の画面上に個人番号も出てくるのですか。

(樋爪情報管理課長) 武蔵野市では、通常の画面では出てきませんが、画面上に個人番号表示のためのボタンがあり、そこを押して初めて個人番号が表示されます。

(委員) 例えばリストを打ち出した際にも個人番号は出ませんか。

(樋爪情報管理課長) 個人番号を含むデータ抽出は原則として制限をかけています。

(委員) 誰が個人番号にアクセスしたかは全部わかるのですか。

(樋爪情報管理課長) 職員全員の記録が分かります。

(委員) 誰かが不正利用しないようなセキュリティ対策はしているのですか。

(樋爪情報管理課長) 武蔵野市のシステムでは、5分間端末を放置していると、個人のID、パスワードを入力しないとアクセスできない仕組みにしています。

(委員) 5分間にした理由は何かあるのですか。

(樋爪情報管理課長) 現場からは、窓口対応してから戻るとIDとパスワードを入力しなくてはならないので、業務が煩雑になるとの苦情もあるのですが、不正利用を防ぐためこのような設定にしています。5分間という基準はほかの自治体と比べても短いほうです。

(委員) アルバイトの人にも閲覧権限はあるのですか。

(樋爪情報管理課長) それは業務によって異なります。所属長の判断によって権限が付与されるアルバイトもいます。もちろんアルバイトもパスワードを入力し、個人が識別できるようにしています。

(委員) 個人番号を職権で削除することはあるのですか。

(樋爪情報管理課長) 本人からの申請がなくても、個人番号の漏えい等で不正使用されるおそれがあるときには、職権で個人番号の変更ができます。例えば死亡、海外への転出、行方不明等が後から分かった場合には職権で削除することになります。

(委員) ホームレスの人は個人番号が付かないのですか。

(樋爪情報管理課長) 住民票のない方には個人番号が付与されないのですが、どこかの住民になる必要があります。

(2) 第5回委員会会議要録について

(委員長) 会議要録について、質問、意見等何かありますか。

(「ありません」の声あり)

(委員長) それでは、第5回の委員会会議要録につきましては、事務局案から委員の名前を削除したもので確定します。よろしくお願ひします。

(3) 平成27年度の開示等状況について

(事務局) [平成27年4月1日から9月30日までの開示等請求について、行政文書の開示が41人から51件あり、開示が19件、一部開示が29件、非開示が3件であった。自己情報開示では24人から24件の請求があり、開示が10件、一部開示が9件、文書不存在が5件であったことを説明した。]

(委員) 要介護認定にかかる認定調査書や主治医意見書は、生存している方だけではなく、亡くなった方も含むのですか。

(事務局) 武蔵野市の場合は相続人からの開示請求を認めていますので、相続人に過去の認定調査書等を開示したケースはあります。自分の介護度が下がったことに対して疑念があつて、本人から直接、開示請求されたケースもあります。

(委員) 空き家の所有者と連絡を取りたい場合は、開示請求をすればいいのですか。登記簿を閲覧しようとするので法務局まで行かなくてはいけないかと思うのですが。

(事務局) 開示請求しても、個人情報なので第三者に課税台帳を開示することはできません。今の枠組みですと、債権など正当な理由があるということでは住民票を取るか、弁護士に依頼をして、弁護士会からの照会文書でないと、第三者の個人情報が載った書類は取れません。市役所が持っている情報を第三者に提供することが難しいので、その家に連絡くださいという置手紙をすることしかできないのが現状です。

(事務局) そのような苦情が来た場合は、担当課で現場を見には行きますが、住んでいる人がいないと、担当課もなかなか所有者を追うことができない状況です。

(委員) 実際、今でも植木が伸びて放置されていたり、困っていることが多い中で、高齢化が進むと、このような問題がもっと増えてくると思います。

(事務局) 伸びた植木も所有権が絡むので、行政もなかなか手を出すことができません。

(事務局) 空家等対策の推進に関する特別措置法などができましたので、それを踏まえて、空き家に対して、行政も何らかのアプローチをしていかなければならないのかもしれないかもしれません。

(4) CIMコラムのテーマについて

(事務局) [事務局から12月15日から3月15日までのCIMコラムのテーマについて、①見守り・孤立防止ネットワーク、②中学校給食、③collabonoコミセン親子ひろば、④振り込め詐欺対策の4テーマを挙げた。]

(委員長) 最低でも4つテーマ決めるということですね。前回、採用されている「中学校給食」と「振り込め詐欺対策」は優先的に取り上げ、決定でよろしいですか。

(委員長) 振り込め詐欺対策の自動通話録音機は貸し出していたものがなくなり、今度、何台新たに貸し出すことになるのですか。

(事務局) 30台の予定です。12月ごろから貸し出しが始まるので、12月15日のC I Mコラムならば貸し出せるものがあるタイミングで載せられるかと考えています。以前から委員会では話題にのぼっており、例えば迷惑電話チェッカーや自動通話録音機等の機器と安全対策課からの聞き取りを中心にして、記事が書けるかと思えます。

(委員長) あと2つから4つ程度のテーマを決めておくということですね。事務局案としては、「見守り・孤立防止ネットワーク」、「collabonoコミセン親子ひろば」が挙がっており、その他に「生涯学習ガイド・講座まるごとナビ」という案、情報発信の仕方という観点からの「フェイスブック・ツイッターによる情報発信」という案があります。これらを加えると、合計で6個のテーマとなるのですがいかがですか。この他に取り上げてほしいテーマはありますか。この中から事務局で4つテーマを選択してもらおう形でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(5) その他

(委員長) 最後にその他として、何かありますか。

(事務局) 今期の委員の任期が27年12月3日までなので、今期はこれが最後の委員会になります。

(委員長) どうもありがとうございました。